

## 政治活動

政治活動とは、一般的には政治上の目的をもって行われる一切の活動のこととされています。

特定の候補者の当選を図るために行う「選挙運動」も広い意味では政治活動に含まれることとなります。

しかしながら、公職選挙法では、「政治活動」と「選挙活動」を明確に区別しており、公職選挙法でいう政治活動とは、「政治上の目的をもって行われるすべての行為の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為をいう」とされています。

政治活動は本来自由であるべきものですが、選挙運動にわたる政治活動は、公職選挙法においては政治活動としてではなく、選挙運動として規制を受けることとなります。

### 日常の政治活動における規制

政党その他の政治活動を行う団体による政策の普及宣伝、党派拡張等の活動や政治家(候補者及び立候補予定者を含む)個人が行う時局講演会、議会活動報告会等の活動は、選挙運動にわたらない限り自由に行えます。

しかし、選挙が行われていないときであっても、立候補予定者の氏名や後援会の名称を書いた立札や看板が掲示される等、政治活動なのか、選挙を目的とした選挙運動なのか判断しにくい状況が生じることから、公職選挙法において、候補者や後援団体の政治活動について、次のような制限があります。

### 文書図画の掲示に関する規制

1. 候補者または候補者となろうとする者(現に公職にある者を含む)の氏名またはその氏名が類推されるような事項を表示する文書図画
2. 後援団体の名称を表示する文書図画

上記1, 2の文書図画については、次に掲げるもの以外は掲示することができません。

#### ア 立札・看板の類

##### (A) 掲示場所

候補者または候補者となろうとする者(現に公職にある者を含む)または後援団体の政治活動のために使用する事務所ごとに掲示することができます。

(B) 大きさ 縦150cm×横40cm以内(「足」の部分を含みます)

##### (C) 掲示枚数

選挙の種類により一定の枚数以内で、1事務所につき2枚まで掲示することができます。

また、それぞれの選挙を管理する選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り、掲示できます。

証票の交付数(町長選挙及び町議会議員選挙に係る場合)

交付枚数		証票交付申請先
候補者等	後援団体	町選挙管理委員会
4枚	4枚	

※ 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

また、当該選挙の期日の公示日・告示日の前に掲示したものであれば、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに取付けて掲示することはできません。

#### イ ポスターの掲示

(A) 個人の政治活動用ポスターは、ベニヤ板やプラスチック板その他これらに類するもの

を用いて掲示されるもの以外のもの(ベニヤ板等で裏打ちされていないポスター)は掲示することができます。

ただし、ベニヤ等で裏打ちされていないポスターであっても、「〇〇後援会連絡所」や「〇〇後援会々員証」のように候補者等または後援団体の名称を表示したポスター(ステッカー等を含む)で、その事務所、連絡所を表示し、または後援団体の構成員であることを表示するためのものは掲示することができません。

(B)裏打ちをしていないポスターについては、それを掲示する場合には、必ずその表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければなりません。

(C)これらのポスターは選挙ごとに一定期間(任期満了による選挙にあっては、その任期満了の日の6か月前の日から当該選挙の期日までの間)、当該選挙区内掲示にすることが禁止されます。

(D)政党の政治活動用ポスターについては、選挙前の掲示制限は特にありません。

ただし、政党の政治活動用ポスターであっても、特定の個人の氏名を大書するなど、ことさらに特定の個人を目立たせる様態である場合等には、個人の政治活動用ポスターとしてみなされ、規制を受けることがあります。

#### ウ 演説会等の開催中

政治活動のための演説会、後援会及び研修会等の会場で、開催中に掲示される立札・看板・ポスター等は、選挙運動にわたらない限り、規格及び枚数に制限はありません。

### その他の規制

#### ア あいさつ状の禁止

候補者等が、当該選挙区内の個人や団体等に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀、暑中見舞い等のあいさつ状(電報その他これらに類するものを含む)を出すことは、選挙期間中のあるとないにかかわらず禁止されています。

#### イ あいさつ目的の有料広告の禁止

候補者等及び後援団体は、当該選挙区内の個人や団体等に対して、年賀、暑中見舞等のあいさつを目的とする広告を有料で新聞やビラに掲載したり、テレビやラジオを通じて放送することは、選挙期間中のあるとないにかかわらず禁止されています。

### 選挙時における政治活動の規制

選挙期日の告示または告示日から選挙期日(当日)までは政治活動が規制されます。

なお、規制の対照となるのは、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動であって、個人の行う政治活動は、候補者等の政治活動用文書図画の掲示の制限の場合を除き、原則として選挙運動にわたらない限り、自由であって何ら制限されません。

また、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動であっても、規制を受けるのは、特定の選挙の選挙期間中に限り、その区域内における一定の政治活動であって、これらの規制の範囲外であれば、後援団体の政治活動用文書図画の掲示の制限の場合を除き、純粋な政治活動としてなされる限り、規制を受けません。

ただし、参議院議員、都道府県及び指定都市の議会の議員並びに都道府県知事、市長の選挙の場合、一定の要件をそなえる団体は、「確認団体」として選挙期日の公示または告示日から投票日の前日までの間に限り、一定の範囲内で政治活動を行うことができます。

確認団体のみが行うことができる政治活動に次のようなものがあります。

- (A) 政談演説会、街頭政談演説を開催すること。
- (B) 政治活動用自動車、拡声器を使用すること。
- (C) ポスター、立札、看板の類を掲示すること。
- (D) ビラを頒布すること。
- (E) 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌を頒布または掲示すること。